

～ 国際研修 ～

第2回ネパール刑事訴訟法比較セミナー

国際協力部教官

森 永 太 郎

昨年10月29日及び30日の両日、カトマンズ市内において行われたJICAネパール事務所とネパール最高裁判所の共催による「刑事訴訟法比較セミナー」については、既に本誌42号において紹介したところであるが、その第2弾ともいべきセミナーを実施したので若干の報告をする。

第1 セミナー開催の経緯と目的

1 セミナー開催に至る経緯

ネパールにおいては、現在、法制度整備が進行中であり、憲法制定作業と並行して、1854年に成立した「一般法典」であるムルキ・アイン(Muluki Ain)を解体して民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を新たに制定する作業が行われており、これらのうち、刑事法に関しては、カルヤン・シュレスタ最高裁判所判事の率いる「刑事法改革改善タスクフォース」が刑法及び刑事訴訟法の草案起草作業を担当していることは、既に本誌42号において述べたとおりである。前回のカトマンズにおける刑事訴訟法比較セミナーの後、起草作業は、多少遅れながらも何とか進ちょくしたようであるが、やはり、ほとんどのタスクフォース委員らにとっては初めての作業であることもあって、悩みも多かったようであり、シュレスタ判事は、引き続き日本からの情報提供やコメントが欲しい旨希望しておられた。

シュレスタ判事には、本年1月に当部で開催された第11回法整備支援連絡会にゲストスピーカーとして御出席いただいたが、その際にも、同判事は、ネパールにおける刑事法の整備がいかに困難であるかを説かれ、「刑法・刑事訴訟法の起草作業は最終段階を迎えているが、これらをタスクフォースから政府に提出するまでにはまだ若干の間があるので、できれば、草案完成前には是非もう一度何らかの形で日本からの情報提供や助言があれば有り難い」旨改めて意向を表明された。しかし、4月までには何とか政府に草案を提出したいとのことであるので、JICAが本邦研修あるいは現地セミナーを実施するには到底準備期間が足りず、予算上も専門家派遣等は困難な状態であった。そこで、法務総合研究所は、筆者を再度現地カトマンズに派遣して、短期間の日本－ネパールの刑事法比較セミナーを実施することで、間接的ながら刑事2法の草案作成とその後の同国の刑事司法改革に寄与することができればと考え、今回のセミナー実施に至ったものである。

2 セミナーの開催趣旨・目的

今回のセミナーは、「刑事司法改革改善タスクフォース」の意向を受け、前回の刑事法比較セミナーの内容をより詳細にし、実務に沿った日本の刑事訴訟の流れを理解してもらい、これとネパールの現在の刑事手続及び作成作業中の法案が目指す刑事手続とを比較してもらい、日本のシステムに、ネパールが取り入れることのできるものがあるかどうかを検討してもらうこととした。その意味では、前回のセミナーと軌を一にするものであった。しかし、前回のセミナーは、広くネパールの司法界から参加者を募り、内容も日本の刑事法の発達過程を含めた全般的な日本法の紹介に終始したのに対し、今回のセミナーについては、参加者を前記タスクフォースのメンバーに限定して開催し、より実務的な観点から手続の詳細について解説を行ったところに違いがある。また、刑事手続は、その最終段階である処罰及び矯正についても言及しなければ全体像がつかみにくいであろうとの判断から、矯正の専門家である、法務省大臣官房秘書課国際室の新海浩之法務専門官にも同行していただき、セミナーの一部を担当していただいた。

なお、今回のセミナー実施については、JICAネパール事務所及び在ネパール日本大使館から、連絡調整等の面で多大な助力をいただいた。また、セミナー会場の借上げ等については、前記タスクフォースの支援に携わっている国連開発計画（UNDP）ネパール事務所に費用等の面で協力をいただいた。ここに紙面を借りて心からお礼申し上げる次第である。

第2 セミナー概要

- 1 開催日時 2010年3月24日（水）午前9時～午後4時
25日（金）午前9時～午後1時
- 2 開催場所 ラリットプール^{*1}市内「ホテル・ヒマラヤ」会議場
- 3 司 会 ネパール最高裁判所 カルヤン・シュレスタ判事
- 4 発表者 ① 法務省法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎
② 法務省大臣官房秘書課国際室法務専門官 新海浩之
- 5 参加者 「ネパール刑事法改革改善タスクフォース」委員
 - ① ネパール最高裁判所 カルヤン・シュレスタ判事
 - ② ネパール法務司法省 マドハブ・パウデル次官
 - ③ ネパール法務委員会 モハン・バンジャデ副委員長
 - ④ ネパール最高裁判所 ラム・クリシュナ・ティマルセナ事務総長
 - ⑤ ネパール内務省 ゴヴィンダ・クスム次官
 - ⑥ ネパール首相府 トリロチャン・ウプレティ法務担当次官
 - ⑦ ネパール検事総長府 スルヤ・プラサド・コイララ次長検事
 - ⑧ ネパール警察本部 カルヤン・クマル・ティマルセナ副本部長

*1 Lalitpur. 首都カトマンズ南側に隣接する市であり、行政区画上はカトマンズとは別の市であるが、事実上はカトマンズ市の一部を形成している。

- ⑨ ネパール弁護士会 バドリ・バハデュール・カルキ上席委員
 - ⑩ トリブヴァン大学 ラジット・バクタ・プラダナンガ教授
 - ⑪ ネパール法務司法省 インディラ・ダハール上席次官補
 - ⑫ ネパール法務司法省 ラジュ・マン・シン・マラ次官補
- 6 オブザーバー ① UNDPネパール事務所 ケシャブ・パウデル専門官
- ② JICAネパール事務所 バルラム・プラサド・ラウト職員

7 進 行

シュレスタ判事の司会により、筆者があらかじめ準備したパワーポイント資料に基づき日本の刑事訴訟手続について説明しながら、随時参加者からの質問を受け、これに回答する形で進行した。また、現地到着時に、前記タスクフォースが作成した刑法、刑事訴訟法及び量刑法（Sentencing Act）の第一次草案の英語版（仮訳）を渡され、第一印象を述べてほしい旨の希望があったので、筆者が主として刑法草案、刑事訴訟法草案につき印象を述べ、新海専門官が主として量刑法草案について第一印象を述べた。

なお、日本の刑事手続に関する参加者の理解を助けるため、今回は、パワーポイント資料及び日本の刑法及び刑事訴訟法の英訳に加え、あらかじめ筆者において架空の傷害事件を題材にして英語で作成した、模擬の「公判記録」を配布し^{*2}、随時これを参照してもらいながら説明を進めた。

第3 実施結果・所感

前回のセミナー同様、参加者は極めて熱心に筆者の説明を聞き、また、活発な質疑応答がなされた。二日目は、本来、午後4時までのセッションを予定していたが、最高裁判所長官の交代に伴う前長官の退官式典が急きょ当日午後2時ころから行われることになったため、午後1時でセッションを切り上げざるを得なかった。そのため、若干急ぎ気味の進行となったが、一通り予定していた説明は行い、また、十分な質疑応答もできたため、所期の目的は達成できたものと考えられる。

ネパールの刑事実体法・刑事手続法の特徴とその運用の実態はさておき、ネパール側は、日本の刑事手続の効率性、言い換えれば、警察、検察庁、裁判所における迅速な事件処理を可能にしているシステムにつき強い関心を示していた。シュレスタ判事を始めとする数人のタスクフォース委員の話によれば、ネパールでは、新法がいまだ整っていない現在においても、ムルキ・アインの規定や、判例法により、一応の手続法は存在するものの、その運用が極めて非効率的で、手続全体の遅延を招いているとのことである。また、細則や書式が十分に整っておらず、裁判所によって事件処理の方法が統一されていない、あるいは、建前上は統一されている事項についても、裁判所や検察庁あるいは警察によって、職員の理解が十分でないために、取扱いがまちまちであるなどの問題を抱えているとのことであった。そのた

*2 ただし、記録とはいっても、時間の制約があったので、形式面にかかわる書面のみであり、供述調書等の証拠類は省いた。作成配布したのは、記録表紙、起訴状、第1回、第2回、第3回の各公判調書及び証拠等関係カード（検察官、弁護士、職権）、冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨及び判決書である。

めか、シュレスタ判事らは、筆者が配布した模擬書式についても強い関心を示し「日本では、このように、手続が法文の上だけではなく、実際に使用する書式などにも反映され、すべてが迅速に処理できるようにシステムチックに組み上げられていることがよく分かった。」、「以前、日本の有罪率の高さや、さほど多いとは思えない裁判官や検察官の数で、大量の事件を迅速に処理しているという話を聞いて、実は半信半疑であったが、このようにシステム化すればそれも可能であることが理解できた。」などという声が聞かれた。また、迅速な事件処理という観点からは、ネパール側は、現在のネパールの制度ではいまだ整備されていないという公判前整理手続についても大いに興味を持ったようである。裁判所を中心として、検察官、弁護人が協力してきちんとした審理計画を立て、集中的・効率的な審理を可能にするシステムは相当魅力的に映ったようである。シュレスタ判事によれば、「ネパールでは、だらだらと幾つも期日を入れ、ある期日には形式的な手続だけを行い、その後証人尋問をしようと思っても、検察官あるいは弁護人の都合が付かないなどの理由で再三延ばしになり、一人の証人をある日調べたと思ったら、次の証人を調べるのは2か月後などということが頻繁にあり、口頭主義の下、法廷で心証をとらなければならないはずなのに、以前の証人の話を忘れてしまったり、ひいては事件の全貌が分からなくなってしまい、法廷に臨むたびに、どのような事件であったか思い出すのに一苦勞したりする。このような事態は是非改めなければならない。」旨述懐しておられた。現在では、とにかく刑事関係法案を成立させるのに精一杯であるようだが、その後は、事件処理の効率化や、新法を運用する裁判官や検察官、弁護人を始めとする司法関係者の訓練が大きな課題となってくるであろうことは、タスクフォースメンバーも十分理解している様子である。

このほか、ネパール側が興味を持ったのは、捜査段階における令状主義である。英訳をいただいた刑事訴訟法案にも若干反映されているが、ネパールは、インドを経由して間接的に英法の影響を受けており、インド・パキスタン等において一般的な「cognizable offense」と「non-cognizable offense」の概念を持っており、いわば重罪の類型である「cognizable offense」については、警察は無令状で逮捕や搜索差押などの強制手段をとることができる（ただし、身柄については移動時間を除いて24時間以内に裁判官の面前に引致しなければならない）。ネパールにも令状（warrant）の概念がないわけではないが、令状を発付して強制手段をとるのは、事件が裁判所に起訴されてからのことのようなものである。これに対し、筆者が解説した日本法において、強制捜査に対する事前の司法チェックが令状という形で発達していることは、迅速な手続の中でも要所々々に人権保障の観点から関門を設けているという点で十分に参考にすべき制度として参加者に受け止められたという印象を受けた。

また、時間の制約もあって、十分な解説をすることが困難な面はあったが、かいつまんで説明した日本の上訴制度についても、関心は集まったように思えた。ネパールにおいても、開発途上諸国によく見られる、いわば「濫上訴」とでもいふべき現象が見られるようである。上訴に関しては、どうやら理論的発達が不十分であるらしく、筆者からネパールの上訴制度やその原理について質問をしてみてもはかばかしい答えは返ってこなかった。上訴審の構造

論等^{*3}についても、研究は余り進んでいないようであり、今後の課題であると思われる。シュレスタ判事によれば、ネパール最高裁判所においても、近時、上訴審の判断権限を巡って法律論として難しい問題^{*4}が出てきており、上訴審の問題も今後真剣に検討しなければならないとのことであった。ただ、現在のタスクフォースで十分な検討を加えて草案に反映させるには、政府から与えられた時間が余りにも足りない^{*5}とのことであった。

最後に、筆者が日本法の一つの特徴として挙げ、若干の解説を加えた「訴因」の制度については、残念ながら余り理解は得られなかったようである。筆者としては、英米法の影響があると思われるネパールでは、比較的理解されやすい制度ではないかと思ったのであるがどうやら誤算だったようである。無論、訴因と公訴事実の関係など、元々難しい論点ではあり、筆者も「日本でも受験生の悪夢である。」旨冗談を交えながら解説したのであるが、やはり理解は困難であった。JICA職員のバルラム氏（刑事法学修士）によれば、訴因（count）という言葉は英米法のものとして聞いたことはあるが、ネパールではいまだ取り入れられていない概念であるとのことである。

4 その他

本セミナーでは、上記のとおり、日本法の解説を行ったほか、参加者から、英文仮訳が出来上がったばかりの刑法、刑事訴訟法及び量刑法の各草案について、第一印象だけでも差し支えないので率直な意見を言ってほしいとの、たつての要望があったので、筆者と新海法務専門官とで手分けして、法案に目を通し、可能な範囲で感想だけを簡単に述べることにした。しかし、当然のことながら、渡されたばかりの仮訳に十分な意見を述べることは無理で、それぞれ思いついたところを述べるにとどまった。その中で筆者が指摘した主な点は、刑法草案と刑事訴訟法草案の総論的な部分の中で、刑法草案に手続の原則が規定されていたりするなど、実体法と訴訟法が若干混乱していること、そして、刑法草案と量刑法草案の役割分担が不明確であることであった。新海法務専門官からは、刑法・量刑法を通じて、「刑罰」の定義が不明確であることと、量刑法草案には、最新の矯正理論を反映して、教育施設入所な

*3 試みに、日本の講学上の分類に従って、ネパールの上訴審は覆審か、続審か、あるいは事後審か、という問いを発してみたが、参加者はいずれもこのような分類は知らないようであった。それぞれの意味を平易に解説したところ、理解はしてもらえたが、「ネパールではそのような分類概念は知られていない」とのことであった。

*4 シュレスタ判事が話してくれたのは、検察官が量刑不当で上訴し、被告人は上訴しなかった事案で、上訴裁判所が一件記録を検討したところ、量刑どころか、そもそも事実認定が不十分で無罪ではないかとの疑いが出てきたときにどうすべきか、という問題であった（ネパールには、日本の刑訴法392条2項のような明文規定はないとのこと）。このような場合、果たして上訴裁判所が無罪判決（あるいは破棄差戻判決）をすることができるのか否か問題となっているとのこと。シュレスタ判事は、事件を最高裁判所の上級合議体（日本の最高裁判所の大法廷のような機能を持つ）に移送したらしいが、結論は出ていない模様である。

*5 ネパール政府がこれほどまでに法案完成を急ぐのには、それなりの理由があるようである。すなわち、ネパールでは、混乱と抗争の続いてきた政治状況が、現在、辛うじて暫定的に安定しているが、いつまた抗争と混乱が始まるか分からないため、大規模な法改正を行うのなら、今しかそのチャンスはないという意識があるからだそうである。また、暫定憲法の廃止と自主憲法の制定が間近に迫っていることも、重要な基本法令を制定・改廃する良いきっかけととらえられており、この機会を逃したらいつまたできるか分からないという思いがあるとのこと。現に、ネパールの刑法・刑訴法の改正は過去に数回試みられているが、その都度、政治的な状況によって、ついに国会審議にかけられることなく失敗に終わっているとのことであった。

どの、懲役刑以外の、よりソフトな矯正措置が盛り込まれているが、これらの施設の設置や職員の配置、訓練などのインフラ整備には相当の時間と費用がかかると見込まれるが、その整備ができていない状態でこのような量刑法を実施することへの懸念が示された。

筆者が概観したところ、刑法草案それ自体は、総論部分に若干の理論的混乱があり、法政策的には執行猶予に関する制度が明確でないなどの欠陥があるほかは、それほど質の低い草案とは思えなかったが、刑訴法草案の方にはまだ相当の問題を残しているようであった。すなわち、刑訴法草案については、刑法草案に比して検討が不十分だったのではないかと見られる部分が相当程度あり、恣意的な強制捜査を許してしまいそうな規定振りや、行政の司法への介入を防止できないのではないかと思われる制度を残していたりするという問題があるように見受けられた。また、量刑法草案は、前回セミナー時にも議論されていた、恣意的な、あるいは恣意的でないにしても均衡を失した処罰を防止するための法律として意欲的なものとなっているが、論理的に整理がなされておらず、まだまだ検討が不十分であることが見て取れるような状態であった。筆者としては、詳細なコメントはできないが、まず何よりも各法案の相互関係と、法体系内での理論的位置付けを明確にすべきこと、その際、憲法やネパールも無留保で加入している世界人権B規約との整合性に留意するように、取りあえず簡単な助言をしておいた。

しかし、各草案は、タスクフォースの並々ならぬ努力を感じさせるものであったことは付言しておきたい。そして、これほど高位の法律家が終結して作り上げた法案について、筆者のごとき若輩、それも外国人に「どのようなことでも良いから批評してもらいたい。我々にとっては初めてのことで、草案を作ってはみたが、これでいいのかどうか、皆不安なのだ。我々は、とにかく外からの批判にさらされる必要があるのだ。是非とも、遠慮なく意見を言ってくれ。」という、シュレスタ判事を始めとするタスクフォースメンバーの率直な態度と、少しでも良い法案、良い制度を作りたいという熱意には、正に頭の下がる思いであった。

5 終わりに

ネパールは、本年5月には暫定憲法の廃止と自主憲法の制定を目指しているものの、多くの党派に分裂した政治勢力同士の綱引きに加え、関係する諸外国の思わくも影響し、本稿を掲載した号が出版されるころに、果たして憲法成立のめどが立っているか否かは予断を許さない状況にある。このような状況下で、法の支配と民主主義の定着を目指して基本法の整備をし、これを運用する機関の機能を強化し、かつ、法曹を始めとする人材を育てるとするのは並大抵のことではないであろう。ネパールの法制度整備支援のニーズが極めて大きなものであることは疑いのないところである。

今後のネパールに対する法制度整備支援については、本年夏に刑事法に関する本邦研修を実施することとなっているが、国際協力部では、その後いかなる協力が可能か検討しているところである。ネパールと良い関係を維持し、法制度整備支援活動を通じて、ネパールがより良い司法制度を自らの手で作り上げ、それを確実に定着させていくことへの助力をすることができれば幸いである。